

地方自治法等の改正について

地方自治法等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

第31次地方制度調査会

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」
(平成28年3月16日総理手交)

(1) ガバナンスのあり方

・ 人口減少社会において、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる

➡ 長、監査委員等、議会、住民が、役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要

(2) 外部資源の活用による行政サービスの提供

・ 人口減少社会において資源が限られる中では、地方公共団体間の事務の共同処理の仕組みの他に、外部資源を活用することも重要

➡ 窓口業務のように、公権力の行使にわたるものを含めた包括的な業務について、地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも、選択肢の一つ

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）

(1) 地方自治法等の改正

- ① 内部統制に関する方針の策定等
- ② 監査制度の充実強化
- ③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備
- ④ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

(2) 地方独立行政法人法の改正

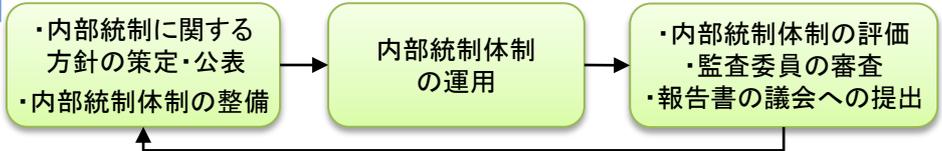
- ① 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加
- ② 地方独立行政法人における適正な業務の確保

地方自治法等の改正概要

地方公共団体の事務執行の適正を確保するため、下記の取組をパッケージとして実施

長（内部統制に関する方針の策定等） H32.4.1施行

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出



※ 内部統制体制: 地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

監査委員（監査制度の充実強化） H32.4.1施行 （※はH30.4.1施行）

- 監査委員は監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表（監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施）

- そのほか、以下の見直しを実施
 - ・ 勧告制度の創設
 - ・ 監査専門委員の創設^(※)
 - ・ 議選監査委員の選任の義務付けの緩和^(※)
 - ・ 条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和（現行は毎会計年度）^(※) 等

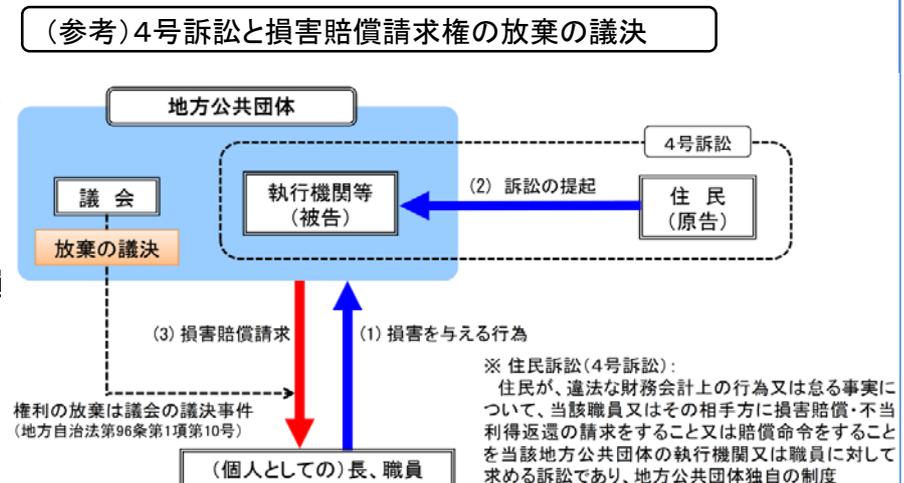
議会（決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備） H30.4.1施行

- 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

住民（損害賠償責任の見直し等） H32.4.1施行

- 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定）（各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用）

- 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取



地方自治法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

○地方自治法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平成二十九年五月十八日
衆議院総務委員会〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 指定都市以外の市町村の長にあっても、内部統制に関する方針を策定し、当該方針に基づく体制の整備を促進するよう、当該市町村長に対する必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 普通地方公共団体における監査委員等の専門性を確保し、監査の品質向上を図るため、監査を支援する組織・体制の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 三 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任について、職務を行うにつき軽過失の場合において、その一部を免れさせる旨を条例で定めることができる措置を講ずることに鑑み、議会による損害賠償又は不当利得返還の請求権の放棄の在り方について、本法の施行状況も踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。
- 四 普通地方公共団体の議会が果たすべき監視機能の向上及び議員活動の透明性確保の在り方について検討を行い、これを踏まえて各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
- 五 窓口関連業務には住民に関する各種行政の基礎となる事務が含まれていることに鑑み、当該業務を担う申請等関係事務処理法人における業務の取扱いに当たって、個人情報保護が十分に図られるよう、各地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。
- 六 地方独立行政法人の業務運営に関して、本法に則った適正な対応が確保されるよう注視し、国の独立行政法人改革の動向を踏まえつつ、必要に応じて適切な助言を行うこと。

○地方自治法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平成二十九年六月一日
参議院総務委員会〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、内部統制体制の整備及び運用は、全ての地方公共団体の長がその権限と責任に基づいて適切に実施することが求められるため、本法において努力義務とされた指定都市以外の市町村においても内部統制に関する方針が早急に策定されるよう引き続き検討を行うこと。
- 二、総務大臣が策定する監査基準の指針については、監査を実施する基本原則、留意事項とともに、全国的に共通な基準や技術的な基準などの確・公正な監査が実施できるものとなるよう努めること。監査基準は当該地方公共団体の監査委員が策定するものであり、地域の実情を踏まえた適切な基準については尊重すること。
- 三、監査委員等の専門性を確保し、監査の品質向上を図るため、監査を支援する組織・体制の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 四、地方公共団体の長等に対する賠償責任額の限定措置により、地方公共団体の長等の職務遂行に影響が出るのではないかとの声に対し真摯に向き合い、本法施行後の状況を注視しつつ引き続き検討を行うこと。
- 五、申請等関係事務の処理及びこれに附帯する業務を担う地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主性を最大限尊重すること。右決議する。